

「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について

1 背景

国は、平成28年の児童福祉法改正において、国民、保護者及び国・地方公共団体が、それぞれ子どもの権利を支援していくことを明確化したが、依然として児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなど、子どもの尊厳が脅かされるような状況は解消されていない。そのため、本区においても、子どもの権利に対し区民等から更なる理解を得る必要があることから、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」(以下「条例」という。)を制定する。

2 条例制定の目的

- (1) 「子どもの最善の利益を守る」ために、全ての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点を取り入れることを明確にする。
- (2) 子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現し、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害が生じないよう取り組むことを明確にする。

3 検討の方向性

- (1) 区における子どもの生活実態や専門的見地からの提言を受けるため、区民、関係団体、有識者等により構成される「文京区子ども・子育て会議」(以下、「子ども・子育て会議」という。)に諮り、検討を進める。検討に当たっては、子ども・子育て会議に弁護士等の出席を求め、意見の聴取等を行う。
- (2) 子ども本人からの意見を聴取するとともに、子どもの権利擁護に関する理解促進のため、毎年9月から11月までを「(仮称)文の京子ども月間」(以下「子ども月間」という。)と称し、普及啓発事業を実施し、区民への周知を図る。

4 今後のスケジュール(予定)(別紙参照)

令和6年	2月	議会報告
	5月	子ども・子育て会議(条例制定に向けての進め方等について)
	8月	子ども・子育て会議(アンケート項目、条例骨子等について)
	9月	議会報告
	9～11月	子ども月間(Webアンケート含む)
令和7年	1月	子ども・子育て会議(条例素案等について)
	2月	議会報告
	5月	子ども・子育て会議(アンケート項目等について)
	5月～6月	条例素案に関するWebアンケート(子ども・大人向け)
	6月	議会報告

- 8月 子ども・子育て会議（条例素案等について）
- 9～11月 子ども月間
- 9月 議会報告
- 10月 パブリックコメント、区民説明会
- 令和8年 1月 子ども・子育て会議（条例最終案等について）
- 2月 議会報告・条例最終案提出
- 3月 条例制定

今後のスケジュール(予定)

